

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	興行場の営業許可取消し・営業停止
概要	興行場法の規定に基づく、興行場の構造設備基準並びに換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置基準は大阪市興行場法施行条例で定められております。その基準に適合しなくなった場合は、大阪市長は興行場の営業許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	興行場法 （昭和23年7月12日法律 第137号） 第6条
処分基準	1 興行場の構造設備が法第2条第2項の規定に基づく大阪市興行場法施行条例で定める基準、又は法第3条第2項の規定に基づく大阪市興行場法施行条例で定める基準に適合しなくなり、かつ本市の是正指導に従わない場合は、法第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずる。
ホームページ	
備考	